

文化振興マスタープラン
文化立国に向けての緊急提言

平成9年7月30日

文化政策推進会議

文化立国に向けての緊急提言

平成9年7月30日
文化政策推進会議

本文化政策推進会議においては、文化振興マスタープランを策定するに当たって、文化立国の実現に向けての基本的な方向性を示すとともに、当面の重点課題について緊急提言を行うものである。

《I》基本的な方向性～文化立国の実現に向けて～

1 教育改革プログラムと文化の振興

一心の豊かさと心の教育一

今日、日本は経済的にかつてない繁栄を手中にしている。しかし、人々は、経済的な豊かさの中で、人間らしく生きるために心の豊かさをも希求するようになり、人として生きるためのあかし、生きがいである文化の振興が大切となっている。人々は、生活の中で、文化を享受するとともに、文化の創造的な活動や伝統文化の継承・発展を重視するようになってきている。

橋本内閣の6大改革のうち、本年1月に策定された教育改革プログラムでは、より広い視野からの教育改革の取り組みが大切であり、美しいものに感動したり伝統文化を大切にする豊かな心を涵養し、文化の香りに満ちた活力ある文化立国を実現することが必要であるとの観点から、教育の基礎となる文化の振興が挙げられている。

文化は、個々人の心の豊かさや地域社会の心のつながりを取り戻し、生涯を通じた「心の教育」において重要な役割を果たすものである。

とりわけ、子供たちは、物質的にはかつてない豊かさを得ながら、その文化的な環境は必ずしも豊かではなく、一人一人が孤独で自立性に欠ける傾向にあると言われている。その背景には、社会の変化に伴い、地域社会と学校教育のつながりがうすれ、また、地域社会そのものの中でも人々の連帯感が希薄化していることが指摘されている。その中で、文化は、個々人や地域社会が、それぞれの価値観を有しながら、互いに交流し尊重し合い、何らかの営みを共有し協同する精神的な土壌を涵養するものである。

2 国や社会の基盤整備としての文化

一文化への投資は未来への先行投資一

近年、経済や社会が大きく変容する中で、文化は、環境、福祉、地域振興など社会のあらゆる側面に関連し影響を与えるものであり、国や社会の存立基盤としての文化の役割が、特に注目されている。

産業の空洞化や雇用の問題などへの懸念から、我が国は、新たな時代に対応した経済構造の変革を迫られている。文化は、独創的かつ豊かな感性を育み、高い付加価値を生み出すとともに、新たな需要を喚起する源泉となることから、

文化の振興は、それ自体が固有の深い意義を有するだけでなく、経済や産業を活性化する大きな要因でもある。

また、最近の高度情報化の進展による新しいメディア芸術の振興は、これまでにない新たな創造活動を生みだし、文化そのものの発展の刺激となるとともに、経済活動と密接に結び付いており、経済・社会の発展にも資するものである。特に、マルチメディアとネットワークの普及発展は、学校における情報教育の充実と相俟って、重要な基盤の一つを形成すると思われる。

したがって、文化への投資は未来への先行投資であり、今後、活力ある国や社会の形成のため、その基盤整備としての文化の振興が重要な課題である。

3 国際社会における文化の重要性

—顔の見える日本—

国際社会においては、一国のアイデンティティとしての文化が大きな意味を持っており、個性ある文化がその国の「顔」である。「顔の見える日本」となるためには、背景にある考え方も含めた文化の発信・受信の双方向による国際的な文化交流の促進が必要である。特に、伝統を生かしつつ個性ある日本文化を育て発信していくことが重要である。さらに、文化による国際貢献が、国際社会の一員として今日強く求められている。

このため、文化の振興は、各国においても国政の重要な課題と捉えられており、国際的にも重要な意義を有すると考える。しかしながら、例えば、文化に関係する国家予算も、欧米主要国と比べ、我が国は必ずしも十分とはいえない状況にあり、文化の振興を図っていく必要がある。

4 「文化振興マスタープラン」の策定

これまで、文化政策推進会議では、平成7年7月に「新しい文化立国をめざして（報告）」をまとめ、今世紀中に文化基盤を抜本的に整備することが緊急の課題であると提言している。また、平成8年7月に文化庁がとりまとめた「文化立国21プラン」においては、文化の振興は、それ自体意味があるだけでなく、経済を発展させる原動力ともなるとしている。

これらの提言を踏まえ、今後、21世紀に向けて、文化の振興によって、人人の心の豊かさを取り戻し、子供たちの「心の教育」を豊かなものとするとともに、経済や社会を活性化し、国際的にも、一国のアイデンティティを保ち、顔の見える日本となる文化立国をめざすべきである。

そのため、21世紀さらにはその先をも視野に入れた政策が必要であることから、『文化振興マスタープラン』を策定することを提言する。

このプランに盛り込むべき課題としては、「文化を享受する機会を拡大すること」「文化の創造的な活動を活性化すること」「伝統文化を継承し発展させること」「文化基盤を整備すること」「文化による国際交流を推進すること」が考えられる。これらの課題に対応するため、体系的な施策を検討し、平成9年度中に最終報告をまとめたいと考える。その際、国、地方公共団体、民間との連携・役割分担あるいは地域社会と学校の連携などといった視点を含め、検討していきたいと考える。

《Ⅱ》 当面の重点課題

近年、文化庁の予算は大きく伸びてきているが、必ずしも十分とはいえず、上述したように、文化の振興は国政の重要な課題であることから、厳しい財政状況ではあるが、文化庁予算全体の充実を希望する。特に、以下のような施策等について重点的に推進していくべきであると考えている。

1 芸術の創造・普及活動の推進

(1) 教育の基礎となる文化の享受機会の充実

心に「ゆとり」のない生活を送っている現代の子どもたちの情操を涵養し「心の教育」を豊かなものとする上で、芸術文化が果たす役割は極めて大きいと考える。このため、子どもたちが芸術文化を愛好し、豊かな感性を育てることができるよう、地域社会において芸術文化の鑑賞機会を充実するとともに、学校教育の場において優れた芸術文化に触れ、参加する機会を提供する施策を一層充実する。

(2) 「アーツプラン21」の充実

創造的な芸術活動の活性化を推進し、我が国の芸術水準の向上を図るためには、芸術家・芸術団体が創造活動に活発に取り組めるような環境を整備することが必要である。このため、舞台芸術創造活動、海外発信・国際交流活動、基盤整備事業等の総合的な支援システムである「アーツプラン21」を充実する。

(3) メディア芸術振興プロジェクトの推進

マルチメディアを活用した新しい表現形式であるコンピュータ・グラフィックス等のメディア芸術は、新しい芸術の創造や我が国の芸術文化全体の活性化を促す牽引力として、その振興が緊急の課題である。このため、広く発表の機会を提供し、顕彰する「メディア芸術祭」を実施するほか、メディア芸術プラザの開設など、新しいメディア芸術創造活動を支援する。また、新しいメディア芸術創造の基盤として映画芸術の振興を図る。

2 文化財の積極的な保存と活用

(1) 文化財の保存充実強化と公開・活用の推進

文化財は国民共通の貴重な財産であり、その保存・修理等、散逸の防止、史跡等の保存・整備・活用を計画的に推進するとともに、時代の変化に対応した文化財保護措置の拡大を図る。また、国宝・重要文化財、歴史的集落・町並みや民俗芸能・伝統工芸の公開・活用等の促進のための支援方策を整備する。

さらに、文化財を通じた国際交流・協力についても積極的に推進する。

(2) 文化財の保存伝承基盤の充実

優れた文化財を後世に伝えることは、現在の我々の責務であり、重要無形文化財・重要無形民俗文化財として早急に継承すべき分野を拡大する。また、質の高い「わざ」や各地で伝承されてきた民俗文化財の継承と発展のため、後継者の養成・確保、伝承活動の充実、文化財を支える用具等の確保を図るほか、国立文化財研究所の機能を充実する。さらに、若い世代の文化財を愛する心を育てるため、文化継承活動等を推進する。

3 ミュージアム・プランの推進

(1) 美術館・博物館の活動基盤の整備等

ミュージアム・プランの推進により、優れた美術品等に親しむ機会の充実や美術館・博物館の活動基盤の整備を行う。

また、美術品等の流動性を高めることにより、その積極的な公開・活用を促進し、パブリック・アクセスを拡大する観点から、美術品等に関し諸外国が講じている諸施策の例も踏まえ、法的措置を含め制度の整備の検討を行う。

(2) 国立美術館・博物館等の整備・充実

国立美術館・博物館及び文化財研究所については、我が国の美術館・博物館や文化財研究の中心的な役割を果たすため、また、美術品や文化財を通じた国際交流の拠点としての機能を一層充実するため、その収蔵品の充実や施設・設備の整備・充実等を図る。

また、我が国舞台芸術の振興の拠点である国立劇場、新国立劇場の一層の充実を図るとともに、新しい国立美術展示施設(ナショナル・ギャラリー(仮称))、九州国立博物館(仮称)や国立組踊劇場(仮称)の整備を推進する。

4 基盤整備等

文化基盤を整備するため、以下のような施策の充実を図る必要がある。

- (1) 次代の我が国芸術界を担う若手芸術家の国内外における研修を充実するとともに、地域における文化活動の拠点となる文化施設の運営を支える人材を育成するなど、人材の養成・確保を行う。
- (2) 地域において歴史的な町並みや地域の伝統芸能等を活かしつつ、個性豊かな文化活動が展開されるための文化のまちづくりの推進や、アーティスト・イン・レジデンス(国際芸術家村構想)の推進などにより、地域文化の振興を図る。
- (3) 文化に関する情報について、国内外に幅広く提供・発信するための総合的な情報基盤の整備を進める。
- (4) デジタル化・ネットワーク化に伴う著作物利用の多様化等に対応し、必要な制度改善を行うとともに、円滑な権利処理を図るため、著作権権利情報を一つの窓口で提供するシステムの実現に向けての施策を推進する。また、国民の著作権保護意識の高揚及び国際的枠組みの構築への積極的な参画や、特にアジア地域を中心とする途上国の著作権保護の充実への協力を推進する。

《Ⅲ》資料

- 1 欧米4ヶ国との文化関係予算の比較
- 2 文化に関する世論調査（概要）
- 3 「21世紀に向けた新しいメディア芸術の振興について」（報告の概要）
- 4 「21世紀に向けた美術館の在り方について」（概要）
- 5 「美術品等の流動性を高める方策について」（中間報告の概要）
- 6 文化政策推進会議及び文化政策小委員会名簿

欧米4ヶ国との文化関係予算の比較

国名	予算額 (億円)	比率 (%)	年度	備考
日本	828	0.11	1997	
イギリス	1,460	0.31	1996	国民文化財省予算
フランス	2,554	0.91	1995	文化省予算
ドイツ	894	0.26	1992	連邦政府の文化関係予算
アメリカ	129	0.01	1996	米国芸術財団予算

【文化庁調べ】

- (注) 1. 比率は、国の予算全体に占める文化関係予算の割合。
2. 予算額は、1ポンド=150.80円、1フラン=18.84円、
1マルク=81.20円、1ドル=93.40円として換算。
3. アメリカについては、民間からの寄附等を奨励するための税制優遇措置等が中心であり、政府による直接補助は少ない。

文化に関する世論調査（概要）

- 1 調査目的
文化に関する国民の意識を調査し、今後の文化振興を図る施策の参考とする。
 - 2 調査事項： (1) 文化に関する意識
(2) 文化振興に関する意識や要望
(3) 伝統芸能や文化財に関する意識
 - 3 調査時期： 平成8年10月31日～11月10日（「文化の日」前後）
 - 4 調査対象： 全国15歳以上の男女 5,000人
有効回収数（率） 3,668人（73.4%）
 - 5 調査方法： 調査員による面接聴取
【調査実施委託機関】 社団法人 中央調査社
 - 6 発表： 平成9年3月1日付けで公表
 - 7 前回調査： 昭和62年7月「文化に関する世論調査」
（全国15歳以上の男女 3,000人，有効回収数 2,322人）
 - 8 主な調査結果
（注）複数回答のものは6位以下の選択肢は省略
- (1) 文化のイメージ（複数回答）
 - ①伝統的なお祭り・行事・芸能などのこと（41.0%）
 - ②歴史的遺産が保存されていること（38.0%）
 - ③美術・音楽などの芸術が盛んなこと（34.4%）
 - ④生活の中から生まれた知恵や工夫などのこと（22.4%）
 - ⑤新しいものが創造されていること（14.6%）
 - (2) 文化が大切にされているか／文化を大切にすべきか／日常生活の中で文化活動を行うことは大切か

	そう思う	思わない
・大切にされているか	68.2%	26.6%
・大切にすべきか	96.7%	1.6%
・文化活動は大切か	92.0%	4.6%
 - (3) 文化振興は経済や社会の他の分野にも影響を与え活性化や発展にもつながるか／文化振興は国や地方公共団体の基本的課題の一つか

- | | | |
|----------|-------|------|
| | そう思う | 思わない |
| ・影響を与えるか | 79.2% | 8.4% |
| ・基本的課題か | 79.4% | 8.5% |
- (4) 企業や個人がもっと芸術活動に援助や貢献を行う方がよいか
- もっと援助や貢献を行う方がよい (55.6%)
 - 援助や貢献は行わなくてもよい (4.1%)
 - どちらともいえない (32.9%)
- (5) 文化振興に関する要望 (複数回答)
- ①文化施設を整備・充実する (45.4%)
 - ②指導者を養成・派遣する (31.5%)
 - ③学校や文化施設での鑑賞教育を充実する (31.2%)
 - ④文化に関する情報を提供する (30.5%)
 - ⑤文化活動を支援するため補助金を出したり基金をつくる (29.7%)
- (6) 地域の文化活動の活性化に関する要望 (複数回答)
- ①文化施設を整備・充実する (45.7%)
 - ②文化に関する情報を提供する (30.5%)
 - ③指導者を養成・派遣する (30.0%)
 - ④芸術文化団体・サークルの育成や援助を行う (28.9%)
 - ⑤文化事業, 文化行事を実施する (25.0%)
- (7) 日本の文化を豊かにするために必要な人や人材 (複数回答)
- ①今後の可能性のある若手の芸術家 (40.8%)
 - ②文化に高い関心をもつ国民 (35.7%)
 - ③アマチュアの文化活動の指導者 (27.1%)
 - ④文化に理解のある行政職員 (24.4%)
 - ⑤文化行事などの企画運営を行う人材 (20.5%)
- (8) 伝統芸能の保護に関する要望 (複数回答)
- ①手頃な値段で鑑賞できる公演を行う (44.4%)
 - ②地方での公演を増やす (34.8%)
 - ③後継者を養成する (30.8%)
 - ④学校教育で伝統芸能のことを取り上げる (23.8%)
 - ⑤伝統芸能に関する情報を提供する (18.4%)
- (9) 文化財が大切に保存されたりうまく活用されているか
- | | | |
|--|-------|-------|
| | そう思う | 思わない |
| | 64.9% | 25.1% |
- (10) 文化財の保護に関する要望 (複数回答)
- ①文化財の公開の機会を増やす (38.0%)
 - ②文化財の保存や活用を積極的に進める (34.8%)
 - ③伝統的な技術などについて後継者の養成を行う (31.6%)
 - ④文化財の保護を行う団体などに対する支援・助成を行う (27.1%)
 - ⑤伝統的な技術などの記録・保存を行う (24.5%)

「21世紀に向けた新しいメディア芸術の振興について」 (報告の概要)

平成9年7月30日

文化政策推進会議

マルチメディア映像・音響芸術懇談会

I メディア芸術の振興が必要とされる背景

(1) 新しい技術を活用した芸術創造活動の進展

デジタル技術等の新しい技術の発達により、コンピュータ・グラフィックス、バーチャル・リアリティなど、新たな芸術表現が誕生。従来できなかった新しい芸術創造活動を可能にするこれらの一層の振興が必要。

(2) メディア芸術に対するニーズの急増

多メディア・多チャンネル化が急速に進む中、コンテンツとしてのニーズが大きい映画、アニメーション、コンピュータ・グラフィックス、ゲームソフト等のメディア芸術の充実が急務。

(3) メディア芸術の世界への発信

メディア芸術は、インターネット、衛星放送等を通じ、国際的にも大きな影響を与えており、我が国を代表する新しい文化として新しいメディア芸術の創造・発信を図ることが必要。

(4) メディア芸術の振興による文化と経済社会の発展

メディア芸術は、総合芸術として、また、翻案されることによって我が国の芸術文化全体を刺激し、人々の創造力や美的感性を育成。同時にこれらは、我が国経済社会の発展に資するものであり、文化と経済社会の発展の両面からその振興を図る意義は大きい。

II メディア芸術振興のための施策

1 創造性豊かな人材の育成・発表の場の提供

(1) 芸術家の養成研修（芸術家在外研修等）

先端的な創造活動を行う若手芸術家にとっては、国内外において高度で専門的な研修を受ける機会が極めて重要。このため、文化庁芸術家在外研修、芸術インターンシップ等の対象にメディア芸術を加え、実践的な研修機会を提供することが必要。

(2) 発表の場の提供、顕彰（メディア芸術祭）

創造性あふれる作品に、広く発表の機会を提供し、顕彰することは、メディア芸術の頂点を高め、すそ野を広げる。このため、新しいメディア芸術作品の発表、顕彰、鑑賞の場となる「メディア芸術祭」を新たに実施。

<メディア芸術祭の概要>

- ・ デジタルアート（インタラクティブ）、デジタルアート（ノンインタラクティブ）、アニメーション、マンガの4部門で作品を募集し、優れた作品を顕彰、公開。
- ・ この他メディア芸術に関するシンポジウム等を実施。

(3) 基礎的な教育の充実

メディア芸術家の育成には、芸術表現の基礎となる知識や技能を高めるための基礎的な教育の充実が必要。

2 創造活動への支援

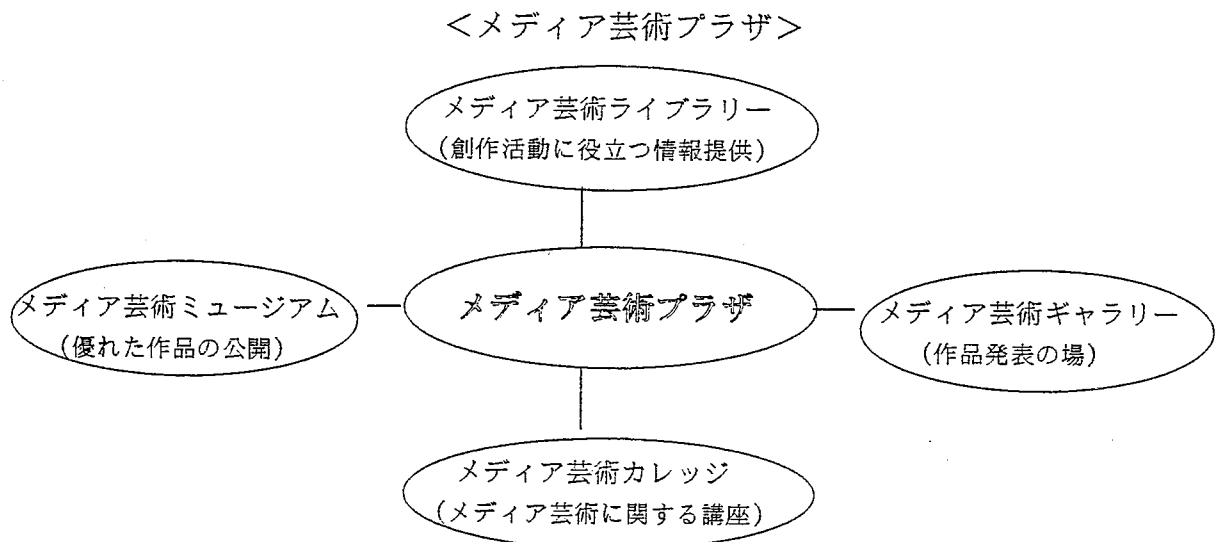
(1) 新しいメディア芸術への支援

① 独創的な企画・構想への支援（デジタルアート創作奨励事業）

新しいメディア芸術の水準を一層向上させていくためには、様々な冒険的、実験的な新しい創作活動が試みられることが重要。このため、先端的、独創的な企画や構想を顕彰し、その創作活動を奨励、支援していくことが必要。

② 情報提供による支援（メディア芸術プラザ）

新しいメディア芸術の創造活動を一層促進するためには、情報面での支援が重要。このため、ホームページ上で、優れた作品の公開、先端的な作品の発表、マルチメディアに関する講座、創作活動に役立つ優れた素材や各種の情報提供等を行うことができるシステムの整備が必要。



(2) 映画芸術への支援

映画は新しいメディア芸術作品創造の基盤としても重要。このため、①映画シナリオを充実するためのシナリオ・コンクールへの支援、②独立プロダクション製作の未公開長編映画の上映支援、③国際映画祭への出品支援など、総合的な支援策の充実が必要。

(3) 創作者の権利（著作権）の保護と権利処理システムの整備

メディア芸術の創作活動がさらに活発に展開されるよう、著作権制度の改善、著作権の保護意識の向上、権利処理システムの整備等を推進することが必要。

3 貴重な作品の保存と活用（アーカイブ機能の充実）

貴重なメディア芸術作品の散逸、消失を防ぎ、体系的に保存・活用できるよう、我が国の映画芸術振興の拠点である東京国立近代美術館フィルムセンターのナショナル・アーカイブとしての機能の拡充等が必要。

21世紀に向けた美術館の在り方について（概要）

21世紀に向けての美術館の在り方 に関する調査研究協力者会議

物の豊かさよりも心の豊かさを志向する機運が高まる中、多くの人々が文化に対し大きな関心を寄せており、その中でも美術を鑑賞等の対象とする者の割合が増加している。このような社会的傾向を背景として、全国各地において多くの美術館が建設されており、現在では美術館の設置はかなり進んだ段階にあると言える。

しかしながら、美術館運営の専門知識の不足、予算や人材の確保における様々な制約などにより、美術館が本来果たすべき機能を果たしていないとの指摘も少なくない。美についての国民の感性と知的欲求を充足させる「心のインフラストラクチャ」として、美術館を魅力あるものにするためには、美術館本来の役割を再認識するとともに、運営面における充実を図る必要がある。

I 美術館の歴史と現状

1 美術館の歴史

我が国においては、明治時代、欧化政策が進められる中で、美術館も他の諸制度とともに欧米から輸入されたものであり、国威発揚と国民の文化的啓蒙がその主な目的であった。近年の建設ブームにより、国公私立全体で651館（平成5年度文部省「社会教育調査」）の美術館が設置されている。

2 我が国の美術館の現状

我が国の美術館には、コレクションを公開する常設展示から出発したものと、企画展によって人々に鑑賞機会等を提供する展示施設を中心に出発したものがあるが、展示施設としての美術館像が我が国の美術館の発展に大きな影響を残しており、美術館の多様な機能が一般に理解されていない場合が見受けられる。

国民の理解と支持があって初めてその機能を十分に発揮できるのであり、美術館自体がその存在意義を国民に明らかにするよう努めることが求められている。

II 美術館の在り方

1 美術館とは

「美術館とは、研究・教育・楽しみの目的で美術作品及び関連資料を収集し、保存し、研究し、利用に供し、また展示を行うことを通じて、社会とその発展に貢献する公共の非営利常設機関である。」とすることができる。

2 これからの美術館像

社会の変革が進む中、美術館は、優れた美術作品を最良の状態で可能な限り多くの人々の鑑賞に供するという使命を再認識するとともに、国民の多様化するニーズを踏まえつつ、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開することが求められる。

そのため、個々の美術館の理念・目的に基づき、調査・研究機能を基本としつつ、そこから得られた調査結果や研究成果をもとに美術作品等の収集・展示、

保存・修復，教育・普及活動等を有機的・体系的に行うことが必要である。

Ⅲ 美術館における基本的な課題と方策

今後，我が国の美術館の振興を図るためには，基本的な諸機能の一層の充実が必要不可欠であり，運営に関わる財政基盤の充実及び高度の専門性を有する人材の確保など美術館に対する重点的な社会的投資に努める必要がある。

1 調査・研究機能の充実

- 学芸担当職員が長期的展望に立ち継続性を持って調査・研究活動に従事することができるような環境整備を行う。
- 美術館と大学院等との協力による人材の養成及び共同研究を行う。
- 各活動に関する学芸担当職員の研究成果が正しく評価されるようなシステムを構築する。

2 収蔵品及び常設展示の充実

- 美術作品の購入予算の充実に努める。
- 寄付・寄贈等を促進する税制について検討する。

3 保存・修復の充実

- 24時間空調など美術館における展示・保存環境の整備を行う。
- 地域における拠点的な美術館において保存専門の職員の確保・養成を図る。
- 保存・修復に関する中核的役割を担う機関の体制の整備について検討する。

4 企画展の充実

- 海外からの美術作品を借りる場合等における国家補償制度及び団体保険制度について検討を行う。
- 各館の収蔵品を活用した共同企画展，巡回展等の充実を図る。

5 教育・普及活動の充実

- 講座，講演会，ギャラリートーク等を積極的に開催する。
- 青少年を対象とした企画展等の企画，教員向けの講座の開設，学校への出張講座や移動教室などを積極的に開催する。
- 「美術の日」や「美術愛好週間」等を設けることなどについて検討する。

6 利用者に対するサービスの向上

- 利用者のニーズを展示等に反映するとともに，開館時間の弾力化，柔軟な休館日の設定，一定地域における共通入場券の発行，美術館情報の提供，高齢者・身体障害者や乳幼児同伴者等に対する配慮，附属図書館の開放などを行う。
- ミュージアムショップやレストラン等の付属施設を充実し，利用者にとって快適な空間づくりに努める。

7 人材の確保・養成

- 美術館の学芸員について，将来的にはその資格等の抜本的見直しや，高度で実践的な専門的能力を有する学芸員の専門性を評価する制度の検討を行う。
- 新しい時代にふさわしい適性・能力・意欲等を備えた人材を美術館の館長として確保する。
- 美術館職員を対象とした国内外における研修制度の充実について検討する。

8 民間企業等との協力の促進

- 美術館の目的・理念に基づいて民間企業等と人的、財政的連携を促進する。
- 質の高い大型の企画展の開催のため、美術館が主体性を持って芸術文化活動に理解の深い新聞社等の企業と連携する。

Ⅳ 今後望まれる美術館の諸活動

情報化、国際化等の急激な社会の変化により、従来にはない新たなニーズが創出され、美術館に対して新しい期待が寄せられることとなる。今後、それらに対応した以下の諸活動等の振興を図ることが求められる。

1 情報化の推進

- 美術館のホームページの開設、所蔵作品のCD-ROM等の作成、バーチャル・ミュージアムの設置など新たな技術を活用した活動を促進する。
- 収蔵品情報や事業情報等のデータベース化や共通検索システムへの参加を奨励し、全国的な情報ネットワークの形成を推進する。

2 美術作品の公開促進

- 寄贈・寄託等に関する広報・相談業務等の機能を持つ組織の整備を図る。
- 寄贈・寄託に関する税制について検討する。
- 美術作品による相続税の物納制度などの弾力的運用について検討する。

3 新しい視点に基づく美術作品の評価

- 美術館は、新しい視点に基づき従来の作品の再評価を行うとともに、新たな取り組みを試みる新人作家の作品に対して柔軟な視点を持つ。
- 作品制作の場等を設けて内外の若手芸術家の活動拠点として提供する。

4 国際的な文化発信・交流の促進

- 展示活動や調査・研究活動で得た国際的なネットワークを活用し、我が国の近現代美術を広く海外に紹介する。
- 国際共同企画展や海外の専門家の招へい、学芸担当職員の相互研修等を積極的に試みる。

5 ボランティア活動等の推進

- 美術館活動を側面から支え協力するという基本的な理念に基づくボランティア及び友の会の組織化を促進する。
- 退職した大学の教員など美術に関する専門的知識を有する者の協力を求め、質の高いボランティア活動を展開する。

6 美術館の相互連携の促進

- 美術館の相互の連携を促進し、美術館をめぐる様々な課題に対して美術館全体で取り組むための全国的組織の基盤の充実を図る。

経緯

平成8年7月に文化庁が取りまとめた「21世紀を目指した美術館・博物館の振興方策—ミュージアム・プラン—」の推進の一環として、平成9年5月、「美術品等の流動性を高める方策に関する調査研究協力者会議」を設置し、その第1部会においては美術品等に係る保険制度について、第2部会においては美術品等に係る税制優遇措置について、それぞれ検討を行い、現在必要と考えられる方策について中間報告をまとめた。

なお、今後引き続き検討を進め、平成9年度中に、中・長期的な課題を含めた最終報告をまとめる予定である。

概要

I 「美術品等にかかる保険制度について」

第1章 はじめに

美術への関心や多種多様な美術展に対するニーズは高まっているが、我が国の美術館等は、コレクションが必ずしも十分ではなく、企画展が大きな役割を果たしている。国際美術展は、美術館等による芸術鑑賞機会の提供と研究成果の公開として重要になっているが、保険料がかなりの額となるため、評価額の高い作品を借りられず、展覧会の質が低下する場合がある。

第2章 美術品等に係る保険の概要

- 1 展覧会に出展される美術品等については、保険をかけることが国際的な慣行となっている。
- 2 保険の内容
 - 美術品等を借りる場合、美術館等の壁から下ろし、元の位置に戻すまでの期間について、オール・リスクを担保する保険に加入することが貸し出しの条件となっている。
 - 国際市場価格に基づき、所有者が決定する評価額が、保険料算定の基礎となる。
 - 補償は、全損の場合は評価額全額、部分損又は価値低下の場合はこれに相当する額について行い、免責条項に記載された場合を除き、いかなるリスクによる損失も対象となる。
- 3 問題点
 - 美術品等は多種多様であり、保険リスクを個別に評価するため、一般的、画一的な条件による保険にはなじまない。
 - 美術品等の保険は、その個別性や件数がそれ程多くないため、「大数の法則」が効き難く、保険料率が下がりにくい。

- 美術品等は評価額が高額であり、一度事故が発生すると被害がかなりの額となるため、保険成績が一挙に悪化する可能性があり、保険成績が不安定となりがちである。
- 保険について保険会社は、国際保険市場で再保険を付すことで引き受け及び経営の安定化を図っているため、保険の条件・料率も国際保険市場の動向に影響される。
- 阪神・淡路大震災以降、日本の地震危険について再認識され、英米の保険会社などから再保険料の値上げを求められる場合がある。

第3章 国による補償

- 1 保険の効用は危険（リスク）の平準化にあるが、国は、大きなリスクを負担でき、危険中立的であるため、保険を付さずに万一の場合には新しく予算措置を講じる方が国費の支出が少なく合理的であり、一般に物保険は付さないこととされている。
- 2 国による補償の必要性
 - 国家賠償法によれば、補償について、故意、過失又は瑕疵が要件となるが、美術品等の保険は過失責任によらない。そのため、国家賠償法では全ての損害に対応しきれないことから、結果責任主義に基づく国による補償制度の創設の検討が必要である。
 - 美術品等の貸与の場合、いかなる場合にいかなる補償が受けられるのかが事前に明確になっている必要があると考えられる。
 - 国が補償する根拠として、当該損失が国家行為に起因しているものであることが重要な考慮要素となるため、地方公共団体や公私立美術館等或いはその他民間企業等との共催を含め、文化庁又は国立の美術館・博物館が主催する展覧会を国による補償の対象とすべきと考える。
 - 諸外国においては、評価額の高い展覧会について、一定額を超える範囲において国が補償することとしており、官民の役割分担を明確にしている。
 - 官民の役割分担を行うためには、国による補償の内容と民間保険の内容の整合性がとれている必要がある。
 - 国による補償制度の導入は、展覧会の質の向上のインセンティブともなる。

第4章 集団保険契約の必要性

- 1 海外からの借り入れに限らず、一般的に美術品等の貸借に関して、保険の個別性による事務手続きの煩雑などの問題がある。
- 2 これら問題の解決の一方法として、ある程度均質の美術館等を包括して優良母集団を形成し、リスクの分散・標準化を図るとともに、事務の簡素化を行い、保険料率の低減や保険の長期安定化に反映させる可能性が考えられる。
- 3 集団保険契約の導入の検討の際には、自助努力や人材養成など様々な支援施策と合わせながら、美術館等の活動の充実や水準の向上を図る必要がある。

第5章 考えられる方策

- 1 保険料の高騰による展覧会開催の障害の除去、国民の美術品等へのアクセスの拡大や地域間格差の是正のために、高額の借り入れ美術品等を含む展覧会については、諸外国でも既に効果的に運用されている国による補償制度の導入を検討すべきである。また、事務手続きの簡素化や保険料の軽減を図るため、自助努力も含めた「集団保険契約制度」を導入することを検討すべきである。

2. 国による補償制度

高額の借り入れ美術品等を含む展覧会に関しては、文化庁又は国立の美術館・博物館が主催（共催を含む）する質の高い展覧会について、予算の範囲内で、過失の有無や原因の違法適法に関わらず、全ての損失を国が補償する「国家補償」制度の導入を検討する必要がある。

その際、展覧会の選定及び評価額の査定については、専門家等を構成員とする評価委員会を設置する必要がある。

3. 集団保険契約制度

国家補償の対象とならない展覧会について、必要な条件を満たす美術館等が自助努力及び政策的支援により優良な母集団を形成し、包括的に保険を付する集団保険契約を導入する。

II 「美術品等に係る税制優遇措置について」

第1章 はじめに

1. 美術品等の輸入の拡大

近年の美術への関心の高まりに加えて、バブル時期を頂点に投資の対象として海外からの多くの美術品等が流入し、現在、名品といわれる美術品等が数多く私蔵されていると推定される。

2. 美術展示への関心の高まり

美術は、大きな関心分野の一つであり、毎年多くの人々が美術館を訪れている。また、近年では、美術に対するニーズはマルチメディアのコンテンツとしても大いに期待されている。

3. 現状と問題点

このような美術に対する社会のニーズに応えるため美術館の設置が進んだが、それらのコレクションは必ずしも十分でないうえ、購入費も多いとは言えない状況にある。また、国内の美術品等は、公開されないまま売買され散逸することが多いと指摘されている。

人類の共有財産ともいうべき貴重な美術品等については、文化的な社会資本として、公開・活用することが重要であり、このための有効な方策の一つとして美術品等をめぐる税制について検討する必要がある。

第2章 現行税制優遇措置の概要と問題点

1. 所得税

(1) 譲渡した場合の優遇措置

個人が、重要文化財又はそれに準ずる美術品等を国等に譲渡した場合は、譲渡益に対して、それぞれ非課税又は1/2課税となる。

(2) 寄付した場合の優遇措置

個人が、美術品等を国等に寄付した場合、譲渡所得はなかったものとみなされ、取得価額の金額を所得控除として所得から控除される。ただし、控除額に上限があり、かつ当該年度のみ控除されるので、高額な美術品等を寄付した場合は控除されない場合がある。

2. 法人税

法人が、美術品等を国等に寄付した場合、時価相当額が損金として所得金額の計算上控除される。

3 相続税

(1) 寄付の場合の優遇措置

相続財産のうち、国等に寄付した財産については、相続税は非課税とされる。

(2) 物納制度

相続税については、金銭の納付が困難な場合で、かつ税務署長の許可を得た場合に例外的に相続財産をもって納付する物納制度が存在する。物納財産には優先順位（動産は一番低く4番目）が設定されている。

なお、美術品等について、物納制度が適用された実例は、物納順位が後位のため、把握している限り1件となっている。

第3章 基本的な考え方

1 国による文化的社会資本整備の必要性

美術品等は、国民共通の社会資本であり、文化財保護法により保護される以外の美術品等についても、国が責任をもって保護し、有効活用を図り、パブリック・アクセスに資する必要がある。

2 税制優遇措置による効果的な収蔵品拡大

個人のコレクションにも国民の貴重な共有財産となる名品が多く存在し、これらの美術品等の散逸を防ぐため、税制も活用し、寄付や物納、寄託などを促進していくことが重要であり、その際、しかるべき施設（美術館等）において公開し活用していく必要がある。

第4章 当面実施すべき対応策

1 相続税の物納制度の活用

国民の共有財産にふさわしい名品として国が認定した美術品等で、適切に評価できるものについて、相続税法の規定にかかわらず、特例として金銭による納付と同格で物納することを許可することが望ましい。また、物納を許可された美術品等は、換金することなく管理換を行い、美術館等適切な施設に収容する必要がある。

2 美術品等特別評価システム

物納の特例を受ける美術品等は、研究者・学芸員等の専門家、行政担当者、税務担当者等により構成される評価委員会における十分な審査によって特別の名品であるとされたものに限定することが望ましい。また、相続開始前においても、美術品等の価値の評価等を事前に行い、適切なアドバイス等を行うことができるよう、仮審査制度等の導入についても検討する必要がある。

3 その他の組織的整備

美術品等をめぐる諸問題に関して、文化庁において専門的知識を提供する必要がある。このため、組織的整備を検討するとともに、ホームページを活用した情報提供、PRなどの徹底を行うことが望ましい。

第5章 今後の検討課題

個人、企業が所有する美術品等は、寄付や寄託などの形態で美術館等に収蔵され、公開・活用されているものもあるが、社会に潜在する多くの美術品等の流動について正確な把握は困難であるとの指摘もあり、所在情報を収集できるシステムについても検討することが必要である。

美術品等の公開・活用という観点から、寄付等を促進するため、公的支援の在り方について、今後も引き続き検討することとする。

- 浅尾新一郎（国際交流基金理事長）
芦原 義信（建築家，東京大学名誉教授）
石原 俊（日産自動車(株)相談役）
石本美由起（作詩家，(社)日本作詩家協会名誉会長）
犬丸 直（日本芸術院長）
江戸 京子（ピアニスト，(財)アリオン音楽財団理事長）
加藤 秀俊（中部高等学術研究所所長，
国際交流基金日本語国際センター所長）
加藤 芳郎（漫画家）
如月 小春（劇作家，演出家，劇団「NOISE」代表）
倉橋 健（早稲田大学名誉教授）
小泉 博（(社)日本芸能実演家団体協議会副会長）
小島 美子（音楽学者，江戸東京博物館研究員，
国立歴史民俗博物館名誉教授）
酒井 新二（(株)共同通信社顧問）
◎坂本 朝一（日本放送協会名誉顧問）
佐治 敬三（サントリー(株)代表取締役会長）
佐野文一郎（(財)内外学生センター会長）
品川 正治（日本火災海上保険(株)相談役，
経済同友会終身幹事）
鈴木 忠志（演出家，劇団SCOT主宰）
千 宗室（裏千家家元）
高階 秀爾（国立西洋美術館長）
滝川 精一（キャノン販売(株)会長，
(財)画像情報教育振興協会理事長）
堤 清二（(株)セゾンコーポレーション代表取締役会長）
遠山 一行（新国立劇場運営財団副理事長）
登川 直樹（映画評論家）
長岡 實（国家公安委員会委員，東証正会員協会顧問）
新野幸次郎（神戸大学名誉教授，(財)神戸都市問題研究所長）
西尾 信一（第一生命保険(相)相談役）
野間佐和子（(株)講談社取締役社長，
(社)日本雑誌広告協会理事長）
畑中 良輔（新国立劇場芸術監督(オペラ)）
樋口廣太郎（アサヒビール(株)代表取締役会長，
(社)経団連副会長）
平山 郁夫（日本画家，日本育英会会長）
福田 一平（舞踊評論家，日本女子体育大学大学院客員教授）
福原 義春（(株)資生堂取締役社長，
(社)企業メセナ協議会理事長）
藤村 志保（俳優）
牧 阿佐美（舞踊家，牧阿佐美バレエ団主宰，橘バレエ
学校校長，新国立劇場運営財団芸術参与）
松澤 卓二（(株)富士銀行相談役，(社)経団連顧問，
日経連特別顧問）
○三浦 朱門（作家，日本芸術文化振興会会長）
水上 忠（東京都立短期大学長）
三善 晃（作曲家，東京文化会館館長）
森 英恵（ファッション・デザイナー）
山崎 正和（東亜大学大学院教授，劇作家）
山根 有三（東京大学名誉教授，国華主幹，
(財)出光美術館理事）
吉井 澄雄（(社)日本照明家協会会長）
吉國 一郎（日本プロ野球コミッショナー，
元内閣法制局長官）
吉田 貴壽（昭和音楽大学・短期大学部学長）
吉村 融（埼玉大学教授，
政策研究大学院大学創設準備室長）
渡辺 浩子（演出家，新国立劇場芸術監督(演劇)）

文化政策推進会議

文化政策小委員会名簿

	品川 正治	日本火災海上保険相談役，経済同友会終身幹事
	高階 秀爾	国立西洋美術館長
	滝川 精一	キヤノン販売(株)会長，(財)画像情報教育振興協会理事長
	野間佐和子	(株)講談社取締役社長，(社)日本雑誌広告協会理事長
座長	樋口廣太郎	アサヒビール(株)代表取締役会長，(社)経団連副会長
	水上 忠	東京都立短期大学長
	三善 晃	作曲家，東京文化会館館長
	山根 有三	東京大学名誉教授